

總務政策委員協議會記錄

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成23年2月2日
開会時刻	午後1時00分
閉会時刻	午後2時45分
出席委員名	◎長岡敏彦 ○吉井詩子 野口詩子 黒木騎代春 中川幸久 浜口和久 工村一三 佐之井久紀 中村豊治 宿典泰議長
欠席委員名	なし
署名者	一
担当書記	東浦富美
協議案件	1 滞納処分の一元化について 2 入札契約制度について 3 防災行政無線戸別受信機の取扱いについて 4 「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金」の廃止について
説明者	総務部長 総務部参事 管財契約課長 収税課長 情報戦略局長 広報広聴課長 環境生活部長 健康福祉部長 健康福祉部次長 こども課長 二見総合支所長 小俣総合支所長 御園総合支所長 会計管理者 上下水道部長 料金課長 消防長 検査担当参事 ほか関係参与

協議結果並びに経過

長岡委員長開議宣言後、直ちに会議に入り、「滞納処分の一元化について」「入札契約制度について」「防災行政無線戸別受信機の取扱いについて」及び「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金」の廃止についての4件を協議しましたが、その概要は次のとおりでした。

開会 午後1時00分

◎長岡敏彦委員長

ただいまから、総務政策委員協議会を開会いたします。

出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、まず1点目として「滞納処分の一元化について」、2点目として「入札契約制度について」、3点目「防災行政無線戸別受信機の取扱いについて」、そして最後4番目に「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金」の廃止について、以上4件であります。

それでは、会議に入ります。

【滞納処分の一元化について】

◎長岡敏彦委員長

まず、「滞納処分の一元化」につきまして、御協議を願うことにいたしたいと思いますが、当局から説明を願います。

総務部長。

●藤本 亨総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件につきましては、ただいま御案内いただきましたとおり、「滞納処分の一元化について」外3件でございます。

詳細につきましては、それぞれ各所管から御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、1件目の「滞納処分の一元化」につきまして、収税課長から御説明申し上げます。

◎長岡敏彦委員長

収税課長。

●奥野やす子収税課長

それでは、「滞納処分の一元化について」、御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

長引く不況、またそれに伴う市民の家計状況の悪化などを背景に、市税や国民健康保険料などの

滞納額が増加してきております。

決算議会においても、議員の皆様から、未収金増加の抑制、また徴収の効率化などについて、御指摘、御指導をいただいております。

そこで、担当部署の係長級の職員を中心に検討を行いました。その報告をもとに、財源の確保、負担の公平性の確保のために、市の有する債権の滞納処分に関し、一元処理を行っていく方向で考えております。

具体的には、市の有する法的に滞納処分が可能な債権について、一元的に滞納処分を行う部署を設置し、財産調査や差し押さえなどの滞納整理を行っていく方向で考えております。

対象となる債権は、「(1)取扱公金」に記載しておりますとおり、市税、国民健康保険料・税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料等、下水道事業受益者負担金等でございます。

なお、法的に滞納処分ができない債権であります住宅使用料や上水道使用料等については、今回の一元化の対象としておりません。

新たな部署の設置時期につきましては、平成23年度中の早い時期を考えております。

人事、設置場所等の具体的な組織体制については、それぞれ所管課と協議してまいります。

今後、各税・料を取り扱っている所管部署におきましても、さらなる徴収努力を行なっていき、滞納処分一元化のための新たな部署と連携、協力のもと、未収金対策に取り組んでいく所存でございます。

以上、「滞納処分の一元化について」、御報告申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎長岡敏彦委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

滞納処分の一元化につきましては、今の報告のように私ども決算特別委員会等々で、数年前から、この一元化はやるべきだと、こういうことで御指摘も申し上げてきたわけです。

昨年の5月だったと思うんですけれども、徴収業務の一元化ということで、私ども総務政策委員会の中で、船橋市にも視察に行ってまいりました。特に、船橋市の視察を、我々行ってきた状況の中では、債権回収対策室というような室を組織化して、悪質滞納者に対して、非常に強力に強制執行なり差し押さえをしながら、大変効果、成果も上がってきておるというぐあいに聞いております。

特に、その中で感じたのは、やっぱりそこの対策室の室長さんの大変な債権回収に対する意気込み、プロ意識を持った中でやっておるなというぐあいに感じて帰ってまいりました。特に、さらには職員の優秀な人材の配置、これも大変その室長さん、そういうことで、我々の組織の中で、優秀な職員さんを配置すべきなんだと、専門職なんだと、こういうような形で言われておった記憶もまだまだ新しく残っております。

やっぱり、そういうやる気の問題。本当に滞納処分の一元化をやることになれば、これは伊勢市初めてのことですし、6課の債権を一元化してやっていくということになりますと、市長以下のやる気、熱意、そういうものがないと、やっぱり私は非常に難しいのではないかと。さらには、

こういうことをスタートしていく中では、特に議会の理解、市民の御理解、こういうようなことも合わせて、伊勢市として、今、非常に財政状況の厳しい中でやっていくのだと、こういう意気込みがやっぱり市民に伝わらないと、非常に難しいのではないかというような気もしております。

そういう意味では、船橋市の取り組みについては、非常に得た取り組みではないかというぐあいに思っておりますし、室長さんの話も、やっぱり上のほうの理解、そういうものがないとこれもできないのだと。平成21年4月に組織して、ちょうど2年たったと思うんですけれど、非常にそういう意味での成果が出ていると、こういうことなんですねけれども。

まず、これを立ち上げるそういう意気込み、市長以下、幹部の皆さんがあのうような気持ちで、この組織をつくっていくのだということで、スタートしようとしているのか、その意気込みを、ぜひ聞かせていただきたいと、市民に聞かせていただきたいというぐあいに思います。

◎長岡敏彦委員長

総務部長。

●藤本 亨総務部長

ただいま意気込みをというお話をございました。委員からもお話を中にございましたように、これまで議会でも、予算それから決算の議会ごとに、御指導また御叱咤をいたしました。

私たちの大きな課題として、今回は滞納処分の一元化ということですけれども、大きな課題がある中で、そこまでよう踏み込んでこなかった、という事実がございました。

この中で、昨年、市長から滞納処分の一元化について検討するようにと指示がございました。これについては、やる前提のもとに検討せよという御指示をいただきました。それを受けまして、ここに記載の公債権のところですけれども、総務部、それから健康福祉部、上下水道部、部課長集まりまして検討しまして、その後、係長級の検討会、これを立ち上げていただきまして、議論を重ねてまいりました。

その結果、今回示させていただいたように、納付相談に伺っても会ってくれない、それから、約束をしたのにその日に行ってまた会えない、分納のことについてもなかなか相談にのってくれない、応じてくれない。こういった悪質の滞納者、この方については、納めていただくことは納めてもらわないかん。納めにくい状況であれば、分納の御相談は十分のさせてもらいますので、こういったことにも応じていただけない方については、厳格に対応していきたい。ということで、今回、滞納処分の課を新たに設置しようというものです。

これは、私の決意ということではなくして、市長以下、関係の部課長、それからそれぞれの職員の強い決意であるということで御理解いただきたいと思います。

それから、もう一つは、新たな課を設置するにあたりましては、それぞれ原課から、もう滞納処分しかないということで、市役所の中ですけれども、その新しい課に、その債権を移管することになります。それは、最終手段です。最終手段をとるためにには、当然のことながら、原課のほうで汗をかいてもらわないといけません。そのことも含めて、強い決意であるというふうに御理解いただきたいと思います。

ただ、もう一つ申し上げておきたいのですけれども、私が申しましたのは悪質滞納者、ということです。御承知のように、住民税とか国保料などは、前年の所得に対して額が変わってまいります。

そうすると、昨年、所得が多くて、今年、極端に少なくなった方、払う意思があっても払いにく

い方、この辺のところは、十分、御本人さんと御相談しがら丁寧な対応をしていきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

今、総務部長から力強い決意表明と申しますか、そういうことで御理解させていただきたいと思うんですけれども。

最後に申されました悪質滞納者と弱者のすみ分けをきちっとやりたいと、きちっとやっていきたいたいと、これについても、ぜひそういうような形で、そういう方向で、これから取り組んでいただくというようなことで、これも理解させていただきたいというぐあいに思います。

そこで、若干、今、課長から説明があったんですけども、平成23年の早い時期というようなことで、やっていきたいというようなことも書かれておるんですけども、出納閉鎖との関係もあるうかと思いますので、この点、やっぱり平成23年6月以降なんだなというぐあいに判断はできると思うんですけども、特に準備も含めて大変ではないかと思います。時間もないし。

そこで、少し確認をさせていただきたいのは、総務部に収納対策室という仮称の室を置くということになるんですけども、その収納対策室ということではなくて、もう少し悪質滞納者に対する強いインパクトを与えるためには、やっぱりその名称が非常に弱いのではないかと私は気がしております。例えば、先ほど申し上げたように、本当に債権を回収していくんだということも含めて、債権回収対策室とかですね、そういうような名称も、やっぱり私は検討する必要があるのではないかと、こういうような気もしておるんですけども、実際に、その課の名称の問題、これから考えていくのか、これでいくのか、さらには、人員配置の問題ですね、これもこの中に、説明の中にありますけれども、人員配置等も含めて、これから各課と調整をしていくということになっておるんですけども、船橋市の話をさせていただいたわけですけれども、本当に優秀な人材を、そこに置いて、今の部長の話では、力強く決意表明をされましたので、そういう組織をつくるのだと、こういうようなことでいいのかどうか。この2点、もう一度確認させていただきたいというぐあいに思います。

◎長岡敏彦委員長

総務部長。

●藤本 亨総務部長

まず、課の名称の問題でございますけれども、御指摘のとおりインパクトのある名称が望ましいというふうに考えております。

移管最終催告書というのを、その原課から新しい課に債権を移す際に、その対象の方に通知を出させていただきます。（移管最終催告書を示す）このような形になるんですが、この移管最終催告書の下のほうに、連絡先ということで課の名前が載っていくことになります。そういう意味からしても、名前につきましては、再度、検討させていただきたいと思います。

それから、人員配置の問題ですけれども、御承知のように職員少ない中で、ということもありま

すけれども、十分その点、人選も含めて配慮していきたいというふうに考えております。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

ぜひそういうような形で取り組むというようなことですので、理解をさせていただきたいというぐあいに思います。

それから、もう1点ですね。この公金6課と申しますか、6課挙げていただいておるんですけども、実際に、収税課の市税から料金課の下水道料金まで、一応これから一元化していくということでお話されておるんですけども、債権と申しますか、平成21年度ベースでこの6課の債権がどの程度あるのか。まず、この点、ちょっとオープンにしていただきたいというぐあいに思います。

◎長岡敏彦委員長

収税課長。

●奥野やす子収税課長

私のほうで6課すべてお答えさせていただきます。

平成21年度決算ベースでございますが、市税におきましては18億5,708万7,397円、保育料でございますが3,693万8,391円、国民健康保険料が7億731万3,951円、国民健康保険税のほうが3,956万3,767円、後期高齢者医療保険料でございますが710万3,484円、介護保険料が3,487万6,380円、下水道使用料が1億2,618万262円、下水道事業受益者負担金が8,600万955円、トータルいたしまして36億4,194万2,305円となっておりますのが、収入未済金の合計額でございます。

以上でございます。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

市税が18億円からトータルで36億数千万円というような御報告をいただいたんですけども、大変な金額になるわけであります。水道料金等については、私的なものであるというようなことで、この中に入れないというようなお話を聞いておるんですけども、特に、36億円超のこの債権に対して、これから新しい対策室というものをつくっていくんだということになりますと、このすみ分けが非常に大変ではないかと思うんですわ。だから、こここの部分について、今の課に残して、この部分については、これからこの対策室に持っていくんだというようなすみ分けを、どういうふうな形で、どの組織でこのすみ分けをやっていくのかですね、私は非常に難しいのではないかと思うんですけども、これ全部対策室に持っていくということでもないんでしょう。ちょっと、この点、教えていただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

収税課長。

●奥野やす子収税課長

先ほど、部長が説明させていただきましたとおり、今、私が言わせてもらった36億円の中で、ちょっと市税除きまして、ほかの料でございますが、今、考えているのは、出納閉鎖終わりました後に未収金となりましたものを、一たんリストアップしまして、ある程度の数字、今まで会ったことがないとか、お金があるのに払ってもらえない人、そこら辺のリストアップをした中で、先ほど部長言われました移管最終催告を送りまして、その中で全然反応がない方、当然、今まで送ってもらったことがないような催告書が来たら、その中で効果が出て、払いに来る人もおります。その中で、払いに来なかった方、そこの中でもう一度リストアップした中の部分の債権だけを新しい課に送りたいと考えております。当然、新しい課がどれだけの人数になるかわかりませんが、すべて来るということではなく、あくまでも悪質で、ある程度の金額あるものだけを新しいところに送りたいと考えております。その料に見合う分で市税が残っていれば、その市税はそこにくっつけると。最初から、市税を全部新しい課に持っていくということは考えておりません。市税は、そのまま収税課に残して、市税だけの滞納のものは、収税課で収納対策はさせていただきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

いわゆるこれから業務がですね、大変な業務になってくると思います、これは。非常にハードな業務になってくると思います。実際に、そこへ配置される方、それから、現状のところで、やっぱりこうやってきっちり仕事される方、そこへ行って非常にモチベーションも下がらんような形で、ぜひこれはそういう構えも必要だと思いますので、ぜひそういうような取り組みを期待したいというぐあいに思います。

以上です。

◎長岡敏彦委員長

他に御発言ございませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

中村委員さんとちょっと重複するところもあるかと思いますが、もうちょっと確認させてください。

中村委員さんと一緒にこの間、船橋市、先進地を視察させていただきまして、ここに挙げてありますように、地方税の滞納処分の例によって処分ができるというものを列記していただいたわけですが、このまず1点は、この6番目の「下水道事業受益者負担金等」と書いてあるんですが、まだあるんですか。これが一つ。

それから、今は収税課はそのまま残るんだと思うんですが、その収税課と当然事務分掌も変わっ

てくると思うんですが、いわゆる府内の機構が新しくできますと、先ほど中村委員も発言されたようにいわゆる分担、すみ分けをきちっと考えていかなければならんと思うんです。特に、船橋市なんかもそうでしたけれど、やっぱりここへ行く人というのは、専門性の高い業務、強制執行なんか入ってくるわけですから、そういう優秀な人材というのかな、そういう者を効果的に配置をしていただかんと有効な対処ができるのではないのかなというふうに私も考えております。

そこで、先ほど来、答弁もいただいておるんですが、その原課との調整というのが一番難しいと思うんですが、「もうここへ送ったるんやで、任せとけ」とやられたら、たまたまものではないので、そこら辺をやっぱりきちっとやる。特に、生活困窮者と悪質滞納者との判断というんですか、そういうことは非常に大事でありますから、そこら辺はやっぱり原課がきちっとやって対応していただかんといかんのと違うんかな。そこら辺の考え方ももう一遍あったら教えていただきたいというふうに思いますが。

それから、実施時期については、早い時期ということなんですが、5月31日まで出納閉鎖期間ですので、大体いつごろをめどに、どのようなスケジュールでやっていくのか。漠然としたことで結構ですから、わかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

それから、課のネーミングですが、これ全く中村委員と同感です。こんな収納対策室では、あかんと思います。やっぱり、名前で脅すわけではないけど、それにきちっと対応して、そういう業務の優秀な人を配置してやっていくということになりますと、相当腹くくってやらないけませんから、やっぱり名前の検討は、藤本部長から検討するという答弁いただいておりますので、これ私申し上げませんが、その辺も考慮していただいたらどうかなというふうに思います。

以上でございますが、あとどんなものがあるんか、それから、実施時期についてのスケジュール的なものをもう少しあみ碎いてわかっていたら教えていただけたらどうかなというのが、2点目。それから、課のネーミングはやっぱり検討していただくということでそれはそれでいいのですが、原課との調整が一番問題となるので、そこら辺をもうちょっと具体的といいますか、お答えをいただきたいなど、こういうふうに思います。

以上です。

◎長岡敏彦委員長

たくさん項目出ましたが……。料金課長。

●丸岡正之料金課長

最初の御質問の、下水道事業の受益者負担金等の等は何かという御質問でございますけれども、これは、等には、下水道事業区域外流入金と、それから農業集落排水事業分担金、この2つが含まれておりますので、御了解いただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

ほかの質問に関しては。

収税課長さん。

●奥野やす子収税課長

私から御説明させていただきます。

先ほど少し御説明させていただきましたが、今考えているのは、まず、平成22年度の出納閉鎖までは現年を中心に頑張りたいと。出納閉鎖終わりました後で、そこも含めた滞納の先ほどのリストアップをさせていただいて、移管最終催告というような形の催告書を出させていただきます。今、収税課がその真っ最中なんですが、それが、大体、2週間ぐらいの呼び出しを考えております。これにつきましては、その催告書は、普通郵便ではなく簡易書留で、必ず相手さんに受け取っていただくという形で、その受け取った催告書を持って来庁してくださいと、そういう形で原課で対応していただいて、その来庁の中で払っていただけるかどうか、そこの中で来ていただいたら、先ほど言われました悪質滞納者なのか生活困窮者なのかということの判断等もできるかと思っておりますので、そこら辺の対応をさせていただきたいと考えております。そこら辺した後で、原課から、それだったらこの後、催告書出した後で、残った方の中からどのぐらい程度のという形のことは原課で最終判断をしていただいて、ある程度まとまりましたら、その分を新しい課にはと考えておりますが、その課に行く前に、やはりどこかで、対策委員会なり何なりのところで、この人たちを新しい課に持っていくかというような形の、一つ、ワンステップ置いたほうがいいのかなと考えておりますので、各課が勝手に行くのではなくって、今、市税でもそうなんですが、県の管理回収機構に移管する前に、収納対策特別委員会のところで、皆様に御協議いただいて、案件をオーケーしていただいています。そういうようなものを立ち上げて、各課から来たものを新しい課にいけるかどうかのことを判断もしていただきながら、新しい課にしていただきたいと考えておりますので、大体、2カ月ぐらいはかかるかなと考えておりますので、夏ごろをめどにという形で、今、考えさせていただいているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

◎長岡敏彦委員長

あとの質問、よろしいか。

○佐之井久紀委員

ちょっと、もう聞きたい。

◎長岡敏彦委員長

佐之井委員、どうぞ。

○佐之井久紀委員

そうすると、課長さん、市税、国民健康保険料、こうきとるんやけど、税金だけ滞納しとるのは、収税課でやるのかな。そうすると、市税とほかが混じっているのをやるのかな。それが対象ですか。ちょっと、その辺。

◎長岡敏彦委員長

収税課長さん。

●奥野やす子収税課長

すみません。

新しい課につきましては、あくまでも、料中心という形で考えております。①市税ではなくて、②から⑥までを中心にしてさせていただきまして、②から⑥に残っているところに、市税が残っている分であれば、市税を一緒に合体させていただきたいと。合体されていない部分の市税につきましては、すべて収税課で、今までどおり対応を考えさせていただいておるところでございます。それだと、変な話ですが、市税全部そっちへ持っていきますと、職員の配置等々もございますので、市税はあくまでも収税課で、というふうに今考えておるところでございます。

よろしくお願ひいたします。

◎長岡敏彦委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

そうやろうな。そこら辺、どうかな、収税課との整合性というのかな、それは、新しい課もできるし、どうかなと思ったので聞かせていただきました。

それと、等の中に、これ、こんなのは入りませんのかいな、母子生活支援施設入所費負担金。これも、いわゆる国税徴収法に基づいて、一つの個別法ですから、処分できると思うんですが、これは伊勢市はないんですか。

◎長岡敏彦委員長

こども課長。

●中村富美こども課長

委員仰せの母子生活支援施設入所費負担金につきましては、児童福祉法に基づき公法上の債権ということになりますが、伊勢市の場合、滞納がございませんので、今回のこちらのほうには該当いたさないということでございます。

以上でございます。

◎長岡敏彦委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

滞納がないということは、だから、あったら入れていくというそういう考え方でよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎長岡敏彦委員長

よろしいですか。

御答弁よろしいですか。

先ほどの質問の中でのネーミングの問題とかスケジュールの問題……。

○佐之井久紀委員

ネーミングはもう検討するということですので、答弁いただきましたので、スケジュールも答弁いただきましたので、結構かと思います。ありがとうございました。

◎長岡敏彦委員長

他に御発言ございませんか。

ございませんか。

ないようありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

【入札契約制度について】

◎長岡敏彦委員長

次に、2点目「入札契約制度について」、御協議を願います。

当局から説明を願います。

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

失礼します。「入札契約制度」につきまして、御説明申し上げます。

伊勢市の工事の落札率につきましては、国、県と比較いたしまして、国、県がおおむね82%でありますのに対しまして、伊勢市は工事全体の平均で約79%、およそ3ポイントほど低目となっております。

いわゆるダンピングによります低価格での契約につきましては、一般的に工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招くおそれがあると懸念されているところでございます。

低入札の排除、工事品質の確保、業者の資質向上、また健全経営の推進等を目的といたしまして、現行の入札制度の見直しを図るものでございます。

資料2を御高覧いただきたいと思います。

「1 主な改正案の内容（1）最低制限価格制度の改正」でございます。最低制限価格と申しますのは、それ未満、それより下の金額で入札した場合は落札外、失格となるものでございまして、適切な価格帯での契約を推進するために、今回、改正のほうさせていただきたいと考えております。

「① 設定範囲の変更」でございます。現在は、上限を予定価格の10分の8.5、85%、下限を3分の2、66.67%とさせていただいております。上限を5ポイント、下限を3.33ポイント、それぞれ上方のほうへ修正させていただいて、上限を10分の9、下限を10分の7、90%から70%の範囲で設定するように範囲のほう改正させていただきたいと考えております。

「② 算出方法の変更」でございます。現行では有効札、有効の入札の最低価格から3分の2の個数の札の平均額の90%、非常にちょっとややこしいのでございますけど、例えば、9社さんが入札されましたと、みんな有効であった場合は、3分の2でございますので、9業者の3分の2ということで6業者、低い金額、下のほうから6業者さんの平均をとりまして、それに0.9、90%乗じた金額とさせていただいております。こちらのほうを、極端に高い額、低い額を排除するため、有効札の最低価格から1割、最高から1割の個数を除いた平均額の90%、こちらのほうに改正したい

と考えております。

例でございますけれども、10 社入札されて、全て有効であった場合は、1 割でございますので 10 社の 1 割、1 社、高いほうの 1 社、低いほうの 1 社を排除させていただいて、中の残り 8 割、8 社さんの平均をとらせていただいて、その 90%、0.9 をかけたものということにさせていただきたいと思います。その金額が、先ほどの①のほうで言わさせていただきました 90% から 70% の範囲内であればその額、70% 下回るようありましたら 70% の額が最低制限価格となりまして、その金額と同額があれば同額の業者さん、また、ない場合は直近上位の額の札を入れられた業者さんが落札業者となるというものでございます。

この改正によりまして、落札率というのはおおむね 3 ポイントぐらい上昇するというふうに考えております。

次に、「(2) 予定価格の事後公表の試行」でございます。業者の積算能力の向上、積算をしない低価格での入札を排除することを目的にいたしまして試行を実施させていただきたいとそのように考えております。建設工事で設計金額が 5,000 万円以上、測量・設計業務等で設計金額 300 万円以上の入札を対象とさせていただきたいと考えております。

それから、「(3) 工事検査成績の取扱いの見直し」でございます。工事施工の適正化、品質確保のために、入札契約制度におきまして検査成績の活用を図るものでございます。

「①工事検査成績の公表」でございます。こちら、検査評定点をホームページで公表させていただきたいとこのように考えております。

2 ページ、裏面をごらんいただきたいと思います。「②工事検査評定の入札契約制度での活用」ということで、基準評価を下回る点数を業者さんがとられた場合は、一定の期間、入札への参加を制限させていただきたいとこのように考えております。

最後でございますけれど、「(4) 前払金制度の改正」でございます。現在の厳しい経済状況の中で、受注者さんの資金調達の円滑化、契約の適正な履行を確保するために改正させていただきたいと考えております。

まず、「① 前払金の支払限度額の変更」でございます。現在、工事におきまして、契約金額 1 億円までの部分につきましては 10 分の 4、4 割を支払いさせていただきまして、1 億円を超える分につきましては 10 分の 3、3 割とさせていただいております。こちらを、一律契約金額の 10 分の 4 以内、全金額に対して 4 割とさせていただいて、現在、上限を 5,000 万円とさせていただいておりますのを撤廃させていただきたいとこのように考えております。

「② 中間前払金制度の創設」でございます。資金調達の円滑化のために、建設工事の契約について、新たに創設させていただくものでございます。設計金額が 3,000 万円以上かつ工期が 150 日以上の工事につきまして、工期、工程が 2 分の 1 以上完了した時点で、契約金額の 2 割を前払いさせていただきたいと考えております。

「2 施行期日」でございますが、入札システム等の改修も必要でございますので、6 月 1 日を考えております。

以上、「入札契約制度」につきまして、御協議いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎長岡敏彦委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと聞かせてください。

課長さんの説明はですね、伊勢市の現行平均が79%、これは、いわゆるAランクも入っての話だと思うんですけど、実際は、この現行の0.6667ですか、0.6667に対しては、Aというより、BとかCとかランクの人が、がさっと入ってくるんではないかなと、現状はね、私、そのように理解しておるんですが、それで、くじ引きというようなことになるんかと思うんですが、3ポイント程度上げるというんですが、この79%自体もどちらかというと、大きな業者以外の方で平均すると、もうちょっと下がってくるんじゃないかなという感じがいたします。

そこで、この程度の上げ方で効果が出るのかなということをちょっと疑問に思うんですが、いわゆる0.6667から0.7にした理由というとあれですけれど、主な考え方というのは、今、御説明受けたんですが、そこら辺をもう1回ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

実際、建設業界というのは、御承知のとおりすそ野が広いというのか、その会社だけではなしに、いろんな業者が入ってくるわけですから、地場産というようなことを考えると、ちょっとやっぱり厳しいのではないかなという気がいたしておりますので、もうちょっと、ポイント的に上へ持っていくような考えが必要だと思うんですよ。そこら辺、どうですか。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

すみません。

0.6667、今現在の最低制限価格でございまして、やはり一部の業者さんにおいては、最低制限価格近くで入札されるケースが多いパターンもございます。

また、建設工事につきましては、おおむね70ぐらいが底ぐらいでございまして、今回の制度で、やはり73から75ぐらいまでは上げれるんではないかというふうには考えております。

以上でございます。

◎長岡敏彦委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私言いましたように、ほとんどそうですやろう、ランクで言いますと、B、Cぐらいからがそこへ固まると思うんですわ。そうしますと、おたくさんが言われたように、平均で79%というのは、Aランクも入っての話ですけれど、Aランクがかなり高い率であれしてますね。県は、どのくらいですか、参考までに。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

おおむね平均でというか、今、工事大体82%、ほとんどそれで入っているような状況でございます。

◎長岡敏彦委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

そうすると、今の県の範囲、今回出されておる見直しの範囲もこんなもんなのですか、率として。70から90ですね。県もこんなものですか。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

国、県とも、現在のところ、70から90の範囲で設定されております。

◎長岡敏彦委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

中央公契約連というのがありますね、国がこしらえとる。これもそうですか。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

公契連、モデルですね、国、県も大体これを使っておりまして、70から90となっております。

◎長岡敏彦委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私はですね、これだけの上げ方やると効果が薄いのではないかという気がいたします、率直に。それで、下を70にした根拠というのは、先ほど御説明いただいたのですが、業界の厳しい経済状況もありますから、御承知のとおり倒産件数も多くなってきておるということで、地場産業を育成していく観点からすると、建設業界、非常にすそ野が広いですから、もう少しやっぱりポイントアップしてやったほうがいいかなというふうに考えています。これは、私の意見ですので。終わりります。

◎長岡敏彦委員長

他に御発言ございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

すみません。1点聞かせてください。

ここで、（1）のところで、「適正価格での契約を推進する」ということですよね。市から出ている予定価格というのは、適正価格ではないんでしょうか。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

市から出しております予定価格、設計金額につきましては、ちゃんと積算資料に基づきまして、計算しておりますので、当然、適正価格でございます。

ただ、1,000万円の工事に対しまして、100万円低い900万円が、それでは適正価格ではないのかというと、またこれも工事内容とか業者さんの施工体制とかそこら辺で変わってくる部分もあるのかなど、それぞれが適正範囲と。うちの予定価格といいますのは、適正範囲の上限であるというふうに考えております。

◎長岡敏彦委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

わかりました。

そうしたらですね、そこで、②算出方法を見てみると、現行でも改正でも平均額の90%かけるという形になっておりますよね。そうしますと、予定価格に対して、うちどこではどれぐらいの努力ができるということで、皆さん値段を切って入札に参加をしていただくというふうな状況でございますけれども、この中の平均を出した中で、もう一遍、最低価格にするのに0.9をかけとる。この0.9、90%をかけるという根拠は何でしょうか。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

例えば、今回提案させていただいてます上、下、1割切らしていただいて、真ん中の平均をとらせていただいくと。これは、0.9を乗じない場合になりますと、その平均価格以下は全部失格というふうになってまいります。そのような関係で、平均以下で入れておれば、これもう当然失格となることはわかるわけでございますので、自然と上方へスライドする、必要のない上へのスライドというのが起こる可能性があるということをございまして、一応0.9をかけさせていただくというものでございます。

例えば、今回、10社さんで1社が100万円の予定価格で89万円入れられたと、あと残りが100万円

そのまま入れられたと。この場合だと、下、89万円切って、上の残り9社の100万円のうちの一つ切れば、結局、残り全部100万円になって、平均これ100万円となります。この場合、0.9かけますので、90万円が最低制限価格となってまいります。この場合、だれが落札するかというと、一番上の方が、9社みえるわけですけれど、100万円入れた方のくじ引きということも起こり得るということで、一概に0.9かけて、皆下がっていくというふうにはならないであろうとは考えております。

◎長岡敏彦委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

僕の聞きたいのは、何で0.9なんですか。何というのか、国会の事業仕分けではないですけれど、0.95ではいかんのですか、0.93ではいかんのですかというような質問にもなろうかと思いますけど、何で0.9かけるのかなというその根拠だけ、すみません。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

失礼しました。

0.9かける理由というのは、先ほど言わさせていただきましたように、本当に平均より下ですとすべて失格となるので、必要のない上方への入札のスライドが起こる可能性があるのかなというところで、0.9かけさせていただいておりますのと、0.85とかですね、なってまいりますと、82%ぐらいですかね、落札者というか、平均金額が、これ以下ですと、すべてもう7割切っていくと、0.85かけると、そうするともうあんまり意味がないと、すべて70まで引き上げられるということになってまいります。

また、逆に0.95とかいう上のほうにいきますと、高い落札率で高い金額のほうですと、本当にちょっと上がるだけで、大きくうちの支出額といいますか、そこら辺にも影響が起こってまいりますので、0.9あたりが妥当ではないかというふうに考えております。

◎長岡敏彦委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

ですから、結局、根拠はないけど、大体こちら辺が妥当であろうと、ということで0.9かけられたということですか。

◎長岡敏彦委員長

総務部長。

●藤本 亨総務部長

内容的には、今、管財契約課長が説明したとおりなんですが、予定価格からもう一度ちょっと説明をさせていただきたいと思いますけれども。

役所が、工事を発注する際に設計金額ということで金額を積み上げて、トータル工事費がいくらかかるかということで金額を出します。これが予定価格でございます。

この予定価格は、建設工事であれば三重県の県土整備部で、積算の方法また伊勢市の地域に合った単価、これがございますので、それに基づきまして、設計金額、予定価格を出してまいります。

これは、標準的なこの地域でこの工事やった場合の価格と、基準額でございます。役所が出したその基準額であります予定価格に対して、業者さん、いくらで受注できますか、ということで、入札するのがこの現在の入札制度でございます。

その入札を実施したときに、市役所としましては、税金を使わせていただいておりますので、その工事がなるべく安く、しかも品質を確保して、ということで発注をさせていただきたい。そういったときに、ダンピングで下げるまで下げて品質を確保できなかったということになってはいけませんので、最低制限価格というのを設けております。

これまでの最低制限価格は、入札者10社なりが入札をされます、下から3分の2をとりまして、その平均の90%ということで、最低制限価格を、いわばダイレクトに出しております。今回は、役所が基準値と定めましたのは、予定価格です。業者さんらが札を入れられまして、業者さんらが考えられている実勢価格、それが、上下1割を切ってそれの平均を求めた価格が実勢価格であろうということで判断をさせていただこうと思います。それよりも、1割切ったものを最低制限価格にさせていただきたい。そういうふうにしましたのは、この経済対策ということもあって、1割ということにとどめました。

ただ、何で1割なんやということなんですが、シュミレーションを行っております。仮に、その上下1割切りまして、その平均値の1割切ってということになると、82%ぐらいになります。そうしますと、県の落札率とほぼ同じということで、この数字にさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

◎長岡敏彦委員長

他に御発言ございませんか。

どうぞ、お願ひいたします。

○工村一三委員

2ページ目の前払金制度の改正について、ちょっとお尋ねします。

実質的に、契約金額の1億円以上の分につきましても、上限なしというふうに今回改正されるわけですけれど、実質、契約金額1億円以下の10分の4以内ということで、最高でも4,000万円ということで、契約金額の細かい、金額1億円以下の場合に関しては、この上限のてっぴらいに関しましては、影響がないと思います。

ですけれど、この金額の大きなものに対して、上限額がなしというふうな改定のように受け取るわけなんですけれど、その上限を取り払った理由、それからもう一つ、②の新しく中間前払金の制度を創設するということについて、どういうふうないきさつがあったのか。また、どういうふうな主旨を持ってこういうふうにされたのか。まず、お聞きしたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

今、厳しい経済状況の中で、各業者さん頑張っていただいているわけなんですが、資金調達、もう本当の最初の着工資金というのが、建設工事の場合は非常に多額の金額が必要になってまいります。労働者への支払い等もございますので、そこら辺の関係で、資金の調達円滑化と工事品質も確保するために、両方合わせて制度を改正させていただくものでございます。

◎長岡敏彦委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

実際に、これ1億円あるいは2億円の工事に関しましては、今までの上限5,000万円、例えば、2億円やったら、8,000万円ぐらいまで上限があるわけですけど、例えば、極端な場合、大きな工事20億円とか30億円とかいう工事が入ってきた場合、実際、20億円で8億円ぐらいになってきますし、非常に大きな金額になってくるわけですね。その場合、もし何か、その間に業者にあった場合のことに対する保証とか、あるいは国、県からの補助金でやられる場合、実質それだけの前払金あるいは中間前払金を払って、国との補助の、例えば関係ですね、その辺については、どういうふうな影響があるか、教えていただきたいんですけど。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

履行の途中で業者さんに何かあった場合でございますけれど、この前払いについても中間前払いについても、一応保証のほうつけていただくと、保証会社さんの保証をつけていただいて、そのところは一応、うちも保護のほう考えております。

◎長岡敏彦委員長

工村委員、どうぞ。

○工村一三委員

県、国との補助金との関係は、どのようになりますか。

◎長岡敏彦委員長

総務部長。

●藤本 亨総務部長

補助金事業にせよ、単費にせよですね、その前払いをする際には、契約の際に、保証契約を結んでいただいて、それを担保にして、払わせていただいておるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、限度額についてですけれども、この流れとして、先ほど管財契約課長申しましたように、例えば、資金調達ということですけれども、材料仕入れる際に、以前ですと、信用買いということもございました。ただ、それが、今、厳しい経済情勢の中で、材料代についても、現金と引き換えに材料が買えるというような状況になってまいりました。

その中で、三重県とか名張市さんとか、例えば、前払いの限度額をなくしたのは、三重県さんになっておりますけれども、そういうような流れにきているのも事実でございます。

以上でございます。

◎長岡敏彦委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

ちょっと心配しますのは、例えば、伊勢市の資金繰りのことで、国の補助が2分の1、県の補助が4分の1というふうな形の事業があり市から発注する場合、その前払いが多く金を払っていることによって、市の財政が非常に厳しくなる可能性もあるんじゃないかという気がするんですけれど。例えば、国が補助金50%出す事業であったとしても、一応、市が発注するものに関しては、市が前払金を払ったるという形になるわけでしょうか。その辺が、ちょっと伊勢市の資金のやり繰りがどうなっていくのかなということが気になりましたので。

◎長岡敏彦委員長

管財契約課長。

●田中正彦管財契約課長

国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の事業であったといたしましても、うちの発注金額というのは全額になってまいりますので、前払保証、前払金というのは、全額の4割以内というふうになります。

その分について、一応、保証をつけていただくということになってまいります。

◎長岡敏彦委員長

工村委員。

○工村一三委員

非常に資金繰りが厳しくなるような気もするんで、この大きな事業をされるときは、やっぱり、気をつけていただかないとい、非常に厳しいのではないかという気がいたしましたので、お聞きしました。どうもありがとうございました。

◎長岡敏彦委員長

他に御発言ございませんか。

御発言もないようありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

暫時休憩いたします。2時5分まで休憩を取らせていただきます。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時04分

【防災行政無線戸別受信機の取扱いについて】

◎長岡敏彦委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を続けます。

次の議題に至る前に、委員長から1点御要望というのか、申し上げたいことがございまして、先ほどの質疑の中で、委員さんによりましては非常に多岐にわたる質問を続けられた方もおみえでございまして、私のほうでちょっとまとめにくいところもございました。議会改革特別委員会でも、いろいろ御協議いただいて、この前の報告もございますが、極力、一問一答方式をおとりいただきまして、明快な質疑に徹していただきたいということを御要望申し上げたいと思います。

続けます。

続きまして、「防災行政無線戸別受信機の取扱いについて」を御協議願います。

当局から御説明を願います。

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

まずは、防災無線の御案内をさせていただきます。

こちらをごらんください。

(戸別受信機を示す)これが、旧伊勢市の戸別受信機でございます。この戸別受信機のスピーカーから防災行政無線と同じ放送内容が聞こえるようになっております。

これと同じ機能のものが旧二見、旧小俣にも少し形は違いますが、同じ機能のものが配置されております。

(防災情報システム端末機を示す)それと、こちらです。後ろがこれです。これは、旧御園でつけました防災情報システムの端末機でございます。これにつきましては、ケーブルテレビに接続がされておりまして、戸別受信機と同じ位置づけで、全域設置されているものでございます。

まず、こういうものということを御認識ください。

それでは、「防災行政無線戸別受信機の取扱いについて」、御説明をさせていただきます。

これまで、戸別受信機の取り扱いにつきましては、一昨年8月、当協議会の防災行政無線デジタル化整備に伴いまして、新たな戸別受信機に関する説明の中で、戸別受信機を介して、行政放送、自治会別の連絡放送などを行なっている現状もあります。また、新たなデジタル戸別受信機の導入、これについては多額の経費も必要になってまいります。そういうことで、今後、府内協議を行って、改めてお示しをさせていただくということになってございました。

合併協議会の戸別受信機に関する調整内容は、「二見町、小俣町の戸別受信機、御園村のケーブルテレビ防災システムは、合併後も引き続き運用し、運用期間及び戸別受信機、ケーブルテレビ防災システムの取り扱いにつきましては、防災行政無線のデジタル化に伴うシステムの再構築の際に検討する」となっておりました。

現状のアナログ戸別受信機は、二見町、小俣町の全域と旧伊勢市の一帯地域に無償貸与として配置されております。

また、御園町は全域ケーブルテレビ防災告知システムを防災行政無線戸別受信機と同じ位置づけを行っております。いずれも、それぞれの合併前のまま引き続き別々に運用を行ってございます。

資料3をごらんください。

現状の戸別受信機とケーブルテレビ防災システムの配置及び使用状況につきましての説明をいたします。

旧伊勢市は、配置数350台、配置場所は無線電波が届きにくい高麗広や朝熊・矢持地区などの個人宅と避難所指定された公共施設に配置されております。使用状況は、屋外ラッパ放送と同じ放送内容で、災害に関する緊急放送、行方不明者情報、それ以外に選挙や花火など、限られたお知らせ情報を放送いたしております。

旧二見町は、配置数約3,000台、配置場所は町内全域を対象とした個人宅、公共施設、一部事業所などに配置されております。使用の状況は、屋外ラッパ放送と戸別受信機により放送されます。放送内容は、災害に関する緊急放送、行方不明者情報、それ以外に選挙や市が主催・共催のイベント情報、火災予防やあいさつ運動の啓発放送などを放送しております。

旧小俣町は、配置数約6,700台、配置場所は町内全域を対象とした個人宅、自衛隊官舎や避難所指定された一部公共施設、一部事業所などに配置されております。使用状況は、行政と各自治会が行なう放送とに分けられます。行政から行なう放送内容は、災害に関する緊急放送、行方不明者情報等は屋外ラッパ放送と同じ放送内容を戸別受信機により放送しております。それ以外の火・金曜日の定時放送では、市主催・共催のイベント情報、選挙や交通安全運動の啓発放送などを、戸別受信機だけで放送いたしております。また、各自治会から防災行政無線を使用して行なう放送は、戸別受信機からの放送だけとなっております。その放送内容は、各自治会のさまざまな連絡放送を行なっております。

旧御園は、配置数27台、新高地区ラッパ放送の難聴地区の一部、それと上條地区の飛び地で屋外ラッパ設備がない地区に配置されております。使用状況は、屋外ラッパ放送と同じ放送内容で、災害に関する緊急放送、行方不明者情報、それ以外に選挙や花火など、限られたお知らせ情報を放送しております。

なお、防災行政無線の戸別受信機と同じ位置づけとして、ケーブルテレビ防災システム告知端末は約2,600台、個人宅や公共施設へ配置されており、使用状況は、災害に関する緊急情報をケーブルテレビ21チャンネルで放送しております。

続きまして、裏面をごらんください。

新しく整備されるデジタル防災行政無線の機能内容の説明でございます。

まず、「①防災メール」。登録されます携帯電話やパソコンへ防災行政無線の放送内容が放送されます。

「②NTTドコモ「エリアメール」」。市内に滞在しているNTTドコモユーザーに対し、防災行政無線の放送内容が配信されます。これは登録が不要なため、主に観光客対策として考えておりま

す。

「③電話自動応答」。自宅の固定電話や携帯電話から防災行政無線の放送内容を聞くことができます。0120回していただいて、固定電話からは無料で聞くことができます。それから、携帯電話からは、費用がかなりかかりますので、これは有料とさせていただきたいと思っております。

「④FAX配信」。登録されたファックスへ防災行政無線の放送内容を配信いたします。

「⑤市ホームページ自動掲示機能」。防災行政無線の放送内容を、市ホームページに自動掲示いたします。

「⑥CATV自動Ｌ字放送」。防災行政無線の放送内容を行政チャンネルで自動でＬ字放送をいたします。

「⑦CATV自動緊急地震速報端末への情報提供」。これは、現在、アイティービーとお話をしておりますので、時期はわかりませんけれど、提供をしていただけるということになっております。これは、ケーブルテレビの緊急地震速報端末、市役所や小・中学校、また、幼稚園、保育所、それと、市内に約2,000台配置されると聞いておりますが、そちらの端末へ防災行政無線の放送内容を提供いたします。

なお、⑤、⑦以外の機能の開始時期のことでございますけど、新年度、直ちにできるものと、市民周知を行う期間をいただきたいものがありますが、6月をめどとしていずれもなるべく早く機能開始を行いたいと考えております。

次に、デジタル戸別受信機を導入する場合の費用を説明いたします。

戸別受信機1台の費用は5万1,500円、全世帯5万3,000世帯を導入するといたしまして、全世帯配置には約27億円強が必要となります。

以上が、資料の説明でございます。

これまで、府内で防災行政無線のデジタル化に伴い、現有のアナログ戸別受信機の使用ができなくなりますことから、新たなデジタルの戸別受信機の導入に関し検討いたしました結果、全世帯配置は行わないと判断いたしております。

その理由といたしまして、先ほど説明いたしましたデジタル防災行政無線に新たな機能を整備し、放送内容が確認できる環境を整えること、現在聞こえない、または聞こえにくい地区に対しまして、ラッパ設備62基の増設を行い、ラッパ放送が聞こえやすくなること、またデジタル戸別受信機導入には先ほどの説明の多額の費用が必要となることなどの理由によるものでございます。

なお、避難所指定された主な公共施設への戸別受信機の配置は行おうと考えております。

また、既存の戸別受信機の運用期間でございますが、防災行政無線の整備が終了する平成25年末に向けて、既存戸別受信機を制御している現有アナログ防災無線機器の撤去期間を考慮いたしまして、おおむね平成25年の年末ごろを予定しております。

また、御園町のケーブルテレビ防災システムの運用は、設備撤去の期間を要しないため、平成25年度末までと考えております。

なお、今年度末まで、各地域審議会、その後、地元説明会を行ってまいりたいと考えております。

本日の協議は、戸別受信機及びケーブルテレビの防災システムの取り扱いについて、御説明をいたしました。

以上、よろしく御協議賜りますようお願ひいたします。

◎長岡敏彦委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

2、3点ちょっと質問させていただきたいと思います。

今の説明の中で、アナログについては、平成25年12月末に終了する。さらには、旧御園村のケーブルテレビについては、平成26年3月31日をもってこれについても終わっていくと。こういうような説明の中で、1点ちょっと確認をさせていただきたいのは、前回平成21年8月27日の協議会で説明があったわけですけれども、屋外拡声子局B2ということで増設をしていくというようなお話をいただいたのですけれども、これは旧伊勢市が何が多いというぐあいにも聞いておるんですけれども、このB2という確認はどういうようにやられたのですかね。つまり、放送が聞こえないところとかですね、もちろん空白地帯ですね、そういうような確認をどういうふうな形でやられたのか。まず、ここからちょっと教えていただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事。

全地区を設計業者が回りました。それで、屋外拡声子局の位置を、まず把握いたしました。そこから、ラッパの機能が2通りありますと、そのラッパを一つ一つ調べまして、このラッパだったらどこまで届くかというようなところを、逐次、図面等に落として、その図面の中で漏れているところ、聞こえない空白地区を調べました。その空白地区を埋めるために、そのB2基というのが算定をされた、そういうことでございます。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

業者が調査をやったということなんですけれども、実は、私ども旧伊勢市の場合は、平成11年、12年にこの屋外ラッパをつけて、当時いろいろ議論した経過があるわけです。つまり、やっぱり聞こえにくい部分がいっぱいあるのではないかというような議論をしながら、ちょうど10年以上たってきたんですけども。この調査結果、どういう調査なんですかね。例えば、そういう音の量とか音の大きさとかですね、どういう調査をやられて、B2ということですか。

いや、本当、何を言いたいかというと、平成10年、11年ごろにそういう協議をしながら、やっぱりこの個数ではだめだということで、我々協議をしてきた経過があるんです。そういう記憶もあります。したがって、今回もつけるのが、旧伊勢市を中心につけるということになりますと、我々が議論してきたことが当たってきるわけんですよ。ね、10年前の話ですけれども。今回、これで本当に100%、そういう屋外ラッパで聞こえるのかどうかということ。新しいシステムでカバーしていくのだというようなことで言われておるんですけども、まず、やっぱりあのラッパが聞こえないといかんと思うんですよ。これで本当に大丈夫なのかどうか。もう1回ですね、どう

いう調査をやられたのか、電波調査とか、伝搬調査というんですか、電波を送る調査というんですかね、そういう調査で確認されたのか。もう1回、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

まず、基本となる調査が、今おっしゃっていただきました電波の伝わる調査、伝搬調査を行いました。まず、これの一番大きな調査目的は、三郷山から電波を中継して出しているわけです。その三郷山から、今、設置されている防災行政無線の子局が電波が確実に伝わるかどうか。まず、これが調査が必要となります。それで、調査した結果、例えば、高麗広には電波が届きにくいよ、届かないよというようなところのことがありますと、今回ありました、そういうことになりますと、今度は、高麗広へ届けるために再中継局というのが必要になってまいります。その再中継局を、今回の場合は、鍛冶屋峠に持っていくことになりました。これは、伝搬調査のまず結果です。

次に、今の屋外拡声子局が電波は聞こえるんだけど、今度は、その屋外拡声子局の建っている周辺に音が、放送したラッパから伝わるものかどうか、届くものかどうか、という調査をいたしました。これは、ラッパの数やラッパの方向、そういうもので調査をいたしました。

そういう調査の結果、その聞こえない、また聞こえにくい地区が62地区あり、62本増設をするということになりました。

以上でございます。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

ぜひですね、そういう空白地帯がこれで収まるような形で整備をしていただきたいと思うんですけれども。

今、参事さんから説明いただいたんですけども、新しいこのシステムですね、7つほどシステムあるんですけども、当時、すべて個人宅にデジタル化用を設置することによって27億円かかるのだと。今回、仕事の中身を見直したことによって、当時15億円というようなお話をいただいたんですけども、15億円からいくらほどにふえたのか減ったのか。さらには、今回の新しく防災行政無線の中の新しい機能、このランニングコストがどうなのか。この点を整理した場合、どの程度、前回計画された内容と比べて安くなったのか、高くなったのか。ちょっと、明確に教えていただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

前回、前回と言いますのは平成 21 年 8 月のときのことです、私のほうから 15 億円、これは戸別受信機抜きの話です、15 億円必要ということで説明をさせていただきました。この 15 億円の根拠は、基本設計を行っており、その基本設計から出てきた金額でございます。その後、実施設計を行っており、今、一部工事発注を行っておりますけれど、実施設計は、各業者の機器の見積もりと一番安いもの拾いをこうしてきましたり、そういうことをしておりますので、その分金額が下がってきて、現在、12 億円少し超えたところの金額というふうに予定をいたしております。

それと、今度、新たな機能のランニングコストでございますけれど、一つ一つのものも持っているんですけど、この 7 つ全部トータルでお話させていただきますと、年間約 200 万円ということです。

以上です。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

この 12 億円の中にその例のデジタルの 100 個の分は入っていないわけですか。これはどうされるわけですか。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

現在、100 個の戸別受信機を発注をいたしております。これは、この金額の中に含んでおるというところで御理解をいただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

そうなりますと、当時 27 億円強の一応設備投資が必要だったということから 12 億数千万円までダウンをできたとこういう判断でよろしいわけですか。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

いや、そういうことではなくてですね、27 億円というのは、今、デジタル戸別受信機を全戸、つまり 5 万 3,000 世帯配置をすれば、この 27 億円かかるということで、今、デジタル戸別受信機を配置するために発注をしているのは 100 台でございます。100 台も含めて、防災行政無線のラッパ放送設備は 12 億円強ということでございます。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

大体、理解させていただきます。

それと、もう2点ですね、ちょっと確認をさせていただきたいのは、先ほどの説明の中で、小俣地区の場合は、各自治会から、27の自治会から放送はできますよというような説明があったと思うんですけども、この部分は、多分これからいくとできなくなるのではないかというやあいに思いますし、この点の整理をどういうやあいにしていくのかというようなことと、もう1点は、平成21年8月27日の図面を見せていただいておるんですけど、以前、行方不明者の関係で、連絡させていただいて、「これこれこういうことで行方不明者出ましたんで、早急に防災行政無線をお願いをしたい」とこういうことで連絡をさせていただいたんですけども、ラッパが鳴ってくるまでに約2時間ぐらいかかるっておるわけなんですよね。だから、その部分をどういうような形で、これでカバーできるのか。その免許取得の場合もあると思うんですけども、ここの整理、2点ちょっと最後に教えていただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

まず、小俣地区の話でございます。小俣地区は、各自治会でさまざまな連絡放送を行っていること先ほど私のほうから説明させていただきまして、ただ、ここは、小俣地区だけのものでございます。そういうことであり、戸別受信機廃止に対しましては、地元へ説明をしにまいって、御理解をいただきたいと思っております。

次に、防災行政無線の放送が2時間ほどかかってしまったというようなことで、それも事実でございました。このため、改善策として、まず、私どもがこの役所に詰めているときは、全くそうではなく、そんな時間がかかるはずはないんですが、夜間または土・日曜日でないときに、そういう事態が起こってしまいました。そういうことで、まず、電話をとった者、つまり、例えば、守衛室の方が電話をとる、それで、私どもに連絡していただくことになるんですが、その電話を初めてとった方が、私どもが放送する文面づくりができるような書式を配付させていただいており、その内容を書き込んでいただき、私どもが到着したら、すぐ放送ができるように改めさせていただきました。そういうことで時間短縮にはなるかなとは思っております。

ただ一つ、放送については確認することがございます。まず、例えば、子供さんが行方不明になった場合は、また老人さんが行方不明になった場合は、家族に対して放送をしてもいいかどうかというような確認をしなければなりません。それと、もう一つ、警察へ被害届が出ており、警察へ放送してもいいかどうかの確認もする必要がございます。これはなぜかというと、犯罪にかかるようなことも事案としてあるかもしれません。それで、勝手に放送してしまって、その捜査の妨げになると、そういうふうなこともありますので、若干の時間は必要となってまいります。

それと、新しい機能で、その時間短縮につながらないだろうかというようなことにつきましては、使える機能がございますので、その機能を今後は活用させていただきたいと思います。

以上でございます。

◎長岡敏彦委員長

中村委員。

○中村豊治委員

あのね、非常に問題はあると思うんですよ。

本当に、やっぱり緊急事態が発生した場合、その地域からそういうような形で防災行政無線使ってほしいのだということで、だれもいないと。免許を持っていないとダメなんですか、これは。どういう資格があって、だれでもできないわけなんですか。

だから、そういう、やっぱりもう少し柔軟性を持った形で、これが使えるような形をとっていかなければ、非常に問題だと思うんですよ。

だから、警察の問題とかそういうような問題については、当然、連絡先からいろいろ対応はしていると思うんですよ。だから、防災行政無線を使って、やっぱり対応をしたいと、してほしいと、こういうような内容であった場合、やっぱり対応をもう少し早くしてもらわなければ、事態が大きくなってしまうとこれ困りますので、何か今の話では前と変わっていない。ただ、文章に書いて、私どもが着いたらすぐに連絡できるというようなことではいかんと思うし、もう少し対応の方法をやっぱり考えていかないかんと思うんですわ、これは、この点は。だから、ある程度できるような人員配置というんですかね、免許を持った方をそこに置いて、やっていくような体制づくりはできないんでしょうかね、これ。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

第3級陸上無線の免許、それ以上の免許資格が必要になります。

その資格者を常駐をすることについては、できないということではないんですけど、雇用の問題ともなってきますので、その点につきましては、検討を進めさせていただきたいと思います。

◎長岡敏彦委員長

他に御発言ございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

1点だけ簡単にお答えをお願いいたします。

戸別受信機なんですが、避難場所には配るということでよろしかったですね。

その避難場所に配るということはいいんですが、もう1点、災害時に緊急出動を余儀なくされる、言いますと災害救助団体、自主防災隊とか消防団ですね、そういうところ、消防のほうも無線はあるんですけども、消防のほうも受令機、デジタル化に変わって、また受令機等々の話もあるう

かと思いますが、防災行政無線と違う部分が、放送の内容と言ふんかな、放送流れてくるところからしてもう違うわけですから、違う部分があると思いますので、そこら辺の対応はどういうふうに考えておられるか。その1点だけ、ちょっとお答え聞かせてください。

◎長岡敏彦委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

積極的な御意見ありがとうございます。

先ほど、自主防災隊もしくは消防団のことかなというふうにお聞きをさせていただきました。

まだ、検討の段階でございますけれど、自治会もしくは自主防災隊、それと消防団の五百数名の皆様方までは配置はできないかなとは思うんですが、それを取りまとめている幹部の方につきまして、防災行政無線の戸別受信機を配置していくという考えは検討させていただいて、もし所持を御承諾いただけるんだったら、そのあたりから協議をというか、お話し合いをさせていただいて、御説明もさせていただくようにしたいと思っております。

◎長岡敏彦委員長

他に御発言ございませんか。

ないようありますので、この件につきましてはこの程度で終わります。

【「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金」の廃止について】

◎長岡敏彦委員長

続きまして、4点目の「「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金」の廃止について」を御協議願います。

当局から御説明を願います。

広報広聴課長。

●須崎充博広報広聴課長

それでは、「「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金」の廃止について」を御説明申し上げます。

伊勢市ケーブルテレビ加入補助金は、ケーブルテレビに新たに加入した者に対し、その加入に要する経費の一部を負担するもので、本市におけるケーブルテレビの加入を促進し、市民への市政情報の提供の充実及び地域情報化の推進を図ることを目的とし、合併後の平成17年11月1日から施行されており、今年度で6年目となります。

それでは、資料4の1ページをごらんください。

ケーブルテレビ事業につきましては、旧伊勢市・二見町・小俣町・御園村において、それぞれ異なる形で整備されており、合併前の御園村においては、防災の役割を果たすことを目的として整備されたため約80%の加入率があり、二見町、小俣町では、開局当初から補助金制度があったため50%前後の加入率がありました。

しかし、旧伊勢市では約30%前後の低い加入率であったことから、それを是正することを目的に、

合併前の平成 17 年 8 月から補助金制度を開始し、その効果により合併時には 42.1% の加入率となりました。

また、合併後も各地域において加入率に格差があり、その格差を解消するため、補助金制度を統一し加入促進に努め、昨年 12 月末の伊勢市全体の加入率は 62.3% となりなりました。

次に、資料の 2 ページをごらんください。

1 カ月当たりの補助金の交付件数につきましては、平成 19 年度の 72 件をピークに、平成 20 年度は 57 件、21 年度は 49 件、今年度は 42 件と徐々に減ってきております。

現在では、加入率の格差も是正され、「みんなのまちの計画」におけるケーブルテレビ加入率の平成 24 年度の目標値は 60% であり、昨年 12 月末での 62.3% となった今、一定程度の目的は達成されたと考えております。

また、一般テレビ放送は、全国的に 7 月 27 日をもってアナログ放送が廃止され、地上デジタル放送に移行されます。

これを機会に、市としての一定程度の役割は終えたと判断し、ケーブルテレビ加入補助金については平成 23 年度をもって廃止したいと考えています。

次に、資料 3 ページ、4 ページをごらんください。

これは、合併調整に伴う未調整項目事項、ケーブルテレビ事業の調整内容の一覧でございます。御菌地域のケーブルテレビ事業につきましては、先ほど危機管理課から説明があったとおり、防災行政無線機能の役割を果たしており、合併調整において、「合併後 10 年間は現行のとおりとする。ただし、社会情勢に著しい変化が生じた場合は、その時点で検討する」となっております。

すなわち、平成 27 年度末まで現行システムを利用するものが本来ではありますが、防災行政無線も全市統一化が図られ、御菌地域のケーブルテレビシステムについても、小俣・二見地域の戸別受信機の廃止と同時である平成 25 年度末をもって終了することとなります。

よって、御菌地域に係るケーブルテレビ加入経費や防災システムとしての回線使用料については、今までどおり平成 25 年度末までは伊勢市が負担することとなります。合併調整内容より約 2 年早く平成 26 年度から、ケーブルテレビの加入経費、視聴料については、全市有料化で統一されることとなります。

恐れ入りますが、資料の 2 ページの下段にお戻りいただきたいと思います。

今後の予定でございますが、この後、2 月、3 月に各地域審議会で御協議いただき、3 月、4 月には住民説明会を開催し、その結果、最終案を再度、総務政策委員協議会で御協議いただき、7 月には最終決定の結果を市民の皆様に周知したいと考えております。

なお、補助金の最終申し込み期限につきましては、周知徹底も含め期間を加味し平成 23 年度 10 月末とし、12 月末までに工事を完了するものを補助対象とする予定でございます。

以上、「「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金」の廃止について」、御説明いたしました。何とぞ御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎長岡敏彦委員長

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎長岡敏彦委員長

よろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎長岡敏彦委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、本日、御協議願います案件は終わりましたので、協議会を閉会いたしたいと思いますが……。はい。

●奥野やす子収税課長

すみません。収税課長です。後ろから申しわけないです。

先ほど、私が言わさせていただきました未収金の合計額、すみません、訂正をさせてください。申しわけないです。

◎長岡敏彦委員長

はい、報告してください。

●奥野やす子収税課長

すみません。

先ほど 36 億円という数字を合計で言わさせていただきましたが、訂正をさせていただきます。訂正後の数字が、28 億 9,506 万 4,587 円でございます。28 億円で 7 億円ばかり減額で訂正させてください。申しわけございません。

◎長岡敏彦委員長

それじゃ、収税課長さん、今、報告いただきましたが、トータルの報告がございましたが、ここに関しましては、紙で各委員さんにお配り願いたいと思いますが、よろしいですか。

●奥野やす子収税課長

はい、わかりました。

◎長岡敏彦委員長

そういうふうに取り計らいをお願いを申し上げます。

それでは、案件も終わりましたので、協議会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎長岡敏彦委員長

御異議なしと認めます。

それでは、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会をいたします。

閉会 午後2時45分

2月2日説明員

○検査担当参事

○総務部長

総務部参事

総務課長

職員課長

管財契約課長

課税課長

収税課長

収税課副参事

○情報戦略局長

情報調査室長

行政経営課長

広報広聴課長

○環境生活部長

市民交流課長

○健康福祉部長

健康福祉部次長

医療保険課長

医療保険課副参事

介護保険課長

生活支援課副参事

こども課長

○産業観光部長

○都市整備部長

都市整備部次長

建築住宅課長

建築住宅副参事

○二見総合支所長

○小俣総合支所長

○御園総合支所長

○会計管理者

○上下水道部長

　上下水道総務課長

　料金課長

○病院事務部長

○教育長

　教育部長

　学校教育課副参事

○消防長

　消防課長